

標津町指定ごみ袋 改定等の概要について

①旧袋の使用期限について

- 燃やせるごみ（ピンク）、燃やせないごみ（緑）
の指定袋は令和 7 年 6 月 30 日まで使用できます
- 空き缶（黄）、びん（茶）、容器包装プラ（オレンジ）
容器包装紙（灰）、ペット・発泡・白トレー（赤）
事業所用可燃ごみ（白）、事業所用不燃ごみ（青）
の指定袋はお手持ちの袋が無くなるまで使えます

②分別等の主な変更点について

- 新たな指定袋は、一般・事業所共通で燃やせるごみ（黄）
燃やせないごみ（青）になります
令和 7 年 3 月 1 日から、下記資源ごみ袋の取り扱いも
含め、使用が可能です
- 資源ごみ指定袋は全て廃止されますので、透明または半透明
の 20ℓ～45ℓの市販袋を使用ください
(びんは 20ℓまで)
- 資源ごみ袋に、レジ袋（商品購入時等に使用した袋）は
一切使用できません
- ペットボトルと白トレー・発泡の区分が別になります
- スプレー缶、カセットガス缶の区分が、燃やせないごみか
ら危険ごみとなります
- 詳しくは右の QR コードから
町ホームページをご覧ください



問合先：標津町役場住民生活課 環境衛生担当 ☎85-7243